

様式第21号

〇〇〇〇〇の管理に係る協定書

静岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、〇〇〇〇〇の管理について次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、〇〇〇〇〇条例（ 年静岡市条例第 号。以下「条例」という。）第 条の規定に基づき、乙に条例第 条各号に掲げる〇〇〇〇〇の管理（以下「管理業務」という。）を行わせる。

2 管理業務は、事業計画書にしたがって行うものとする。

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（管理費用）

第4条 甲が支払う管理業務に要する費用は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（事業報告）

第5条 乙は、第3条の期間終了後 日以内に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、第3条の期間中の四半期の終了後 日以内に、当該期間中に実施した業務について定期報告書を甲に提出するものとする。

（経費の支払）

第6条 乙は、前条の検査に合格した後第4条に定める経費に係る請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、指定管理者の地位及び管理業務に関して生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(業務の委託等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、条例第 条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が指定した業務を委託する場合及び特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(委託の方法)

第9条 前条の規定により、乙が第三者に指定管理業務を委託するときは、市に準じた形式によって業者選定から検収に至る手続を実施するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、管理業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 管理業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(帳簿等の保存)

第11条 乙は、管理業務の会計に関する帳簿及び書類等を、その完結の日から10年間保存するものとする。

(防犯カメラ等の管理、運用)

第12条 乙は、〇〇〇の施設に設置された防犯カメラ等の管理及び運用については、甲が定めた静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱（平成18年2月1日施行）に基づき実施するものとする。

2 乙は、防犯カメラ等の管理に関する責任者及び操作者を選任し、甲に報告するものとする。変更したときも、また同様とする。

(個人情報の保護に関する事項)

第13条 乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する取扱仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第14条 乙は、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の趣旨に即して、自らが保有する指定管理業務に係る情報の公開に努めなければならない。

(利用者等からの意見聴取)

第15条 乙は、〇〇〇〇の管理業務の実施に当たり、施設の利用者及び市民から意見聴取を行うものとする。

2 前項の規定により意見聴取を行う場合、乙は、実施時期、内容及び方法等について甲と協議するものとする。

3 乙は、前2項の規定により実施した意見聴取の内容について、甲に報告するものとする。  
(指定取消等に伴う損害賠償)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責めを負わない。

(市長への報告等)

第17条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(静岡市の条例、規則等を含む。)の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 ○ ○ ○ ○

静岡市

乙

その他、防火管理者の業務に関する事項や保安管理に関する事項等、当該施設の管理運営について必要な規定を盛り込むこと。